

労働保険番号					氏名	平均賃金算定事由発生年月日
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	山田太郎	平成26年4月1日
13	1	01	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇		

平均賃金算定内訳

※月給残業手当あり

雇入年月日		平成22年4月1日		常用・日雇の別		常用・日雇		
賃金支払方法		月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制			賃金締切日		毎月末日	
(A) 月・週その他の期間によって支払ったもの	賃金計算期間		1月1日 から 1月31日 まで	2月1日 から 2月28日 まで	3月1日 から 3月31日 まで	計		
	総日数		31 日	28 日	31 日	①	90 日	
	賃金	基本賃金	200,000 円	200,000 円	200,000 円	600,000 円		
		通勤 手当	20,000	20,000	20,000	60,000		
		家族 手当	10,000	10,000	10,000	30,000		
						0		
						0		
		計	230,000 円	230,000 円	230,000 円	②	690,000 円	
(B) 日若しくは時間又は出来高払制その他の請負制によって支払ったもの	賃金計算期間		1月1日 から 1月31日 まで	2月1日 から 2月28日 まで	3月1日 から 3月31日 まで	計		
	総日数		31 日	28 日	31 日	①	90 日	
	労働日数		20 日	23 日	23 日	③	66 日	
	賃金	基本賃金	円	円	円	0 円		
		残業 手当	28,780	21,585	25,902	76,267		
						0		
						0		
						0		
計		28,780 円	21,585 円	25,902 円	④	76,267 円		
総 計		258,780 円	251,585 円	255,902 円	⑤	766,267 円		
平均賃金		賃金総額⑤ 766,267 円 ÷ 総日数① 90 = 8,514 円 8 銭						

最低保障平均賃金の計算方法

(A) の② 690,000 円 ÷ 総日数① 90 = 7,666 円 66 銭 ⑥

(B) の④ 76,267 円 ÷ 労働日数③ 66 × 60/100 = 693 円 33 銭 ⑦

⑥ 7,666 円 66 銭 + ⑦ 693 円 33 銭 = 8,359 円 99 銭

(最低保障平均賃金)